

税務課からのお知らせ**◆平成25年度町県民税などの申告について**

平成25年1月1日現在黒潮町に住所がある20歳以上の方全員に、申告書をお送りしています。

申告書が届いた方は、前年の1月から12月までの1年間の収入などについて申告が必要となります。この申告書は国民健康保険税・介護保険料の申告書も兼ねていますので、収入が無い場合でも、そのまま記載して提出してください。

申告結果は、町県民税を適正に課税するための基礎資料となるほか、国民健康保険税および介護保険料の算定資料としても使います。

【申告の際に必要なもの】

- (1)印鑑(認印)
- (2)収入や経費がわかるもの（給与支払報告書、公的年金等の源泉徴収票、自営業の方は、収支がわかるもの）
- (3)生命保険や地震保険の控除証明書

④国民年金などの支払証明書

⑤医療費の領収書

⑥住宅取得特別控除を受けられる場合は、金融機関の年末残高証明書

【提出期限】 3月15日(金)

※申告書の提出が無い場合は、国民健康保険税の軽減措置が受けられない、所得証明書などの交付ができない、各種税額控除が受けられない、などの場合があります。

※申告に必要な書類などの確認や申告の要否については、お気軽にお問い合わせください。

◆忘れていませんか？**軽自動車などの廃車手続き**

乗らなくなつたり、乗れなくなつた原動機付自転車や軽自動車でも、3月31日までに廃車手続きをしないと、平成25年度も軽自動車税がかかります。

◆トラクター・コンバインなどには軽自動車税がかかります！

農耕車とは、トラクター・乗用

装置付きのコンバイン・運搬車両などの農耕作業用自動車など、大きさに関係なく乗用装置が付き、時速35km未満で走行するものです。

これらの農耕車は、道路を走らな

くても軽自動車税がかかります。農耕車を登録されていない方は、窓口へ登録の届出をしてナンバーの交付を受けてください。農耕車を買い替え、廃車したときも、担当窓口で手続きをしてください。

【登録に必要なもの】

●所有者の印鑑

●車名
●車体番号

●総排気量

※代理の方が届出をする場合は、代理の方の印鑑も必要になります。

○お問い合わせ

本庁 税務課 住民税係

☎ 43-2816(直通)

佐賀支所 地域住民課 総合窓口第1係

総合窓口第1係

☎ 55-3111(直通)

